



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
5月25日
第209号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示	
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨(森林保全課)	1
特定計量器定期検査の実施(計量検定所)	2
○ 公 告	
大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課)	2
公共測量実施公告(監理課)	3
随意契約の相手方決定の公告(事業課)	3
○ 病 院 事 業 庁 公 告	
随意契約の相手方決定の公告	4
○ 雑 報	
環境影響評価事後調査報告書の縦覧公告	4

告 示

滋賀県告示第348号

令和2年農林水産省告示第1747号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を甲賀市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年5月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 甲賀市甲南町杉谷字火打鹿尾3507-79、字岩尾3775-457、3775-459、3775-472、3775-504、3775-508、3775-514、3775-519
- 2 通知の内容の要旨 令和2年農林水産省告示第1747号のとおり

滋賀県告示第349号

令和3年農林水産省告示第272号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を甲賀市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年5月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 甲賀市甲南町杉谷字岩尾3775-578、3775-605
- 2 通知の内容の要旨 令和3年農林水産省告示第272号のとおり

滋賀県告示第350号

令和2年農林水産省告示第2285号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年5月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市徳山町字墓原88、88-1、90、90-1、103、字岡谷104、108、108-1、111から113まで、116、字下岡谷131、144、146、字平182、193、193-1、194、200、201、203から205まで、205-1、220、221、223、226、229から234まで、241から245まで、262-2、263から267まで、267-1、268、269、272、字中庄司279-1
- 2 通知の内容の要旨 令和2年農林水産省告示第2285号のとおり

滋賀県告示第351号

令和2年農林水産省告示第2404号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年5月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市田川町字岡ノ北421、字三反畑450、字中尾575、575-1、576、580、字野神尾565、582、583、字元山600、601-1から601-3まで、602、字北山626、642-1、字場ヶ谷647、字荘谷659、664-1、665、字打越676、字腰越711-1、712-1、字早谷856-1、856-2
- 2 通知の内容の要旨 令和2年農林水産省告示第2404号のとおり

滋賀県告示第352号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査(ひょう量500キログラム以下のもの)を次のとおり実施する。

なお、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器の所在場所で行う定期検査は、検査期日の初日以後60日以内実施する。

令和3年5月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 検査を行う区域、検査を実施する期日および検査を実施する場所

検査を行う区域	検査を実施する期日	検査を実施する場所
長浜市(平成21年12月31日現在における伊香郡の地域を除く。)の区域	7月6日(火)	長浜市役所湖北支所北側公用車庫
	7月7日(水)	南郷里まちづくりセンターテラス
	7月8日(木)	六荘まちづくりセンター正面玄関前
	7月9日(金)	長浜市役所虎姫支所正面玄関
	7月12日(月)	長浜市役所びわ支所公用車庫
	7月13日(火)	長浜市役所浅井支所公用車庫
	7月14日(水)	長浜市役所本庁舎文書庫棟

- 2 指定期間検査機関の名称 一般社団法人滋賀県計量協会

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和3年5月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート草津大路店 草津市大路二丁目1番36号
- 2 変更した事項
 - (i) 変更前 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)平和堂草津大路店 草津市大路二丁目字世基298番4ほ

か

- (2) 変更後 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート草津大路店 草津市大路二丁目1番36号
- 3 変更年月日 令和3年4月2日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗の名称の決定および住所表示による住居番号が付定されたため
- 5 届出年月日 令和3年5月12日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
- 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
- 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
- 草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
- 栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目13番33号
- (2) 縦覧期間 令和3年5月25日から令和3年9月27日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和3年9月27日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和3年5月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 近江八幡市水荃町、野村町、小田町
- 3 作業の期間 令和3年5月10日から令和3年12月24日まで

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和3年5月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和3年度びわこモーターボート競走場機械発売払戻システム運用保守業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部事業課 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年4月1日(木)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 日本トーター株式会社 東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 89,694,932円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和3年5月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和3年度びわこモーターボート競走場外向発売所運用業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部事業課 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122

- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年4月1日(木)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 日本トーター株式会社 東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 125,974,727円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和3年5月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 中央情報処理システムの利用 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部事業課 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年4月1日(木)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 一般財団法人BOATRACE振興会 東京都港区六本木五丁目16番7号
- 5 随意契約に係る契約金額 電話投票による売上金額の2.55パーセント相当額に消費税および地方消費税の額を加えた額
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

病院事業庁公告

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)第13条の規定により公告する。

令和3年5月25日

滋賀県病院事業庁長 宮川 正 和

- 1 特定役務の名称および数量 病院統合医療情報システムアプリケーション保守管理業務委託 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県立総合病院医療情報室 守山市守山五丁目4-30 電話 077-582-5031
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年4月1日(木)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 日本電気株式会社滋賀支店 大津市梅林一丁目3番10号
- 5 随意契約に係る契約金額 34,848,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号の規定による。

雑 報

環境影響評価事後調査報告書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例(平成25年滋賀県条例第41号)付則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第2条の規定による改正前の第32条第2項の規定に基づき、クリーンセンター滋賀設置事業に係る環境影響評価事後調査報告書を作成し、滋賀県知事および甲賀市長に送付しましたので、同条例第2条の規定による改正前の第32条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価事後調査報告書を縦覧に供します。

令和3年5月25日

- 1 公告する事業者 公益財団法人滋賀県環境事業公社
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県環境事業公社 理事長 三日月大造 甲賀市甲賀町神645
- 3 対象事業の名称等
 - (1) 名称 クリーンセンター滋賀設置事業
 - (2) 種類 産業廃棄物管理型最終処分場
 - (3) 規模 事業区域 23.64ヘクタール
- 4 対象事業を実施した区域 甲賀市甲賀町神
- 5 事後調査の実施期間 平成31年4月から令和2年3月まで
- 6 環境影響評価事後調査報告書の縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)
滋賀県甲賀環境事務所(甲賀市水口町水口6200)
甲賀市市民環境部生活環境課(甲賀市水口町水口6053)
甲賀市甲賀大原地域市民センター(甲賀市甲賀町相模173-1)
甲賀市土山地域市民センター(甲賀市土山町北土山1715)
公益財団法人滋賀県環境事業公社(甲賀市甲賀町神645)
- 7 環境影響評価事後調査報告書の縦覧の期間および時間 令和3年5月25日から令和3年6月24日までの各縦覧場所における執務時間内
- 8 この公告で示した事項に係る問合せ先 公益財団法人滋賀県環境事業公社 クリーンセンター滋賀 電話 0748-88-9191 担当 山本

